

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社ジェイプロジェクト

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問1～質問4について、同意しない。

**【理由】**

導入会社は、特に上場会社の場合、公正価値評価機関の名称を開示し、その信頼における独立した第三者評価機関の公正価値評価に基づいて、公正価値相当額の金銭の払込を実際に受けて新株予約権を発行する投資取引であるため、報酬性はありません。

そして、投資取引であるからこそ、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」が、その発行目的にまさに合致しています。

企業会計基準委員会が本件を取り上げた経緯について、公開草案11項に「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかったため」としているが、上記の通り、投資取引とする発行会社の目的にはあまりにも合致しており、必ずしも明確ではなかったとした理由がそもそも理解できません。

最後に、本公開草案は、その導入企業の発行目的を全く無視しており、公開草案17号(1)のような日本語になっていない(払い込むという特徴と除いた新株予約権は、事実上、無償ストック・オプションに他ならず、明らかにおかしい)前提で議論を展開しているのはいかがなものかと考えます。

以上